

ご遺族の手続きに関するご案内

今後は、保険証等の返還、各種請求・届出、名義変更等の手続きが必要となります。内容をご覧いただき、ご不明な点等ありましたら事前に各受付窓口へお問い合わせください。

なお、亡くなられた方の住所が水俣市外の場合は、住所地の市区町村役場にお問い合わせください。また、掲載している内容は一般的なもので、個々の状況により手続きの内容や必要な書類が異なる場合がありますことにご留意ください。

【目次】

手続きに必要な主なもの	・・・ 1
死亡に伴う市役所での主な手続きについて	
住民登録・保険・年金関係	・・・ 2～3
障がい者・児童福祉関係	・・・ 4～5
市税等・固定資産関係	・・・ 5～6
その他	・・・ 6～8
その他の機関での主な手続きについて	・・・ 9～10
委任状に関するご案内	・・・ 11～15
相続登記等について	・・・ 16～18

令和6年6月改訂

水俣市

ご遺族の皆様へ

このたびのご不幸に際し、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、今後、相続のほか保険や年金など、様々な手続きをなされるものと思います。

本冊子は、来庁されるご遺族が各種手続きをスムーズに進められるよう、市役所における関連手続きをはじめ、その他の機関における主な手続きもご案内させていただきます。

ご遺族の不安の解消と手続きに係る負担を少しでも軽くするために、お役立ていただければ幸いです。

水俣市長 高岡 利治

手続きに必要な主なもの ※ 内容によって必要なものが異なります。

【ご遺族（相続人代表者・喪主）のもの】

- ※ 相続人代表者と喪主が異なる場合はそれぞれの方のものをご用意ください。
- 印鑑（認印）
- 本人確認書類
 - ・写真付きのものは1点（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
 - ・写真なしのものは2点（被保険者証、年金手帳、年金証書等）
- 通帳

【亡くなられた方のもの ※該当するものをご持参ください。】

- 印鑑登録証、住民基本台帳カード
- 年金証書
- 国民健康保険被保険者証等（世帯主の場合、加入している世帯全員分が必要）
- 後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
- 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証
- 障がい者手帳（身体・療育・精神）、各種サービス受給者証
- 子ども医療費助成受給者証、ひとり親家庭等医療費助成受給資格証等
- 水俣病対策関連手帳
- そのほか、水俣市から交付されている証書類
- ※ 亡くなられた方の証書類が紛失等で見当たらない場合は、状況に応じてご案内します。

【該当する場合に必要なもの】

- 遺言状（自筆証書遺言の場合は検認済のもの）
 - ※ 相続人代表者が法定相続人でなく、遺言書によって相続人となった場合に必要です。
- 会葬礼状、火葬許可証、葬儀の領収書のいずれか（喪主のわかるもの）
 - ※ 後期高齢者医療被保険者・国民健康保険被保険者の葬祭費を請求する場合に必要です。
- 委任状（死亡に伴う各種手続きを代理人が行う場合）

亡くなられた方の戸籍謄本等について

死亡届の受理後、戸籍謄本（全部事項証明）等が交付できるようになるには1週間程度かかります。本籍地によっては、1週間以上かかる場合もあります。

早期に戸籍謄本等を必要とされる場合は、来庁前に交付可能かどうかお問い合わせください。（市民課戸籍住民係：61-1611）

＜死亡に伴う市役所での主な手続きについて＞

- 亡くなられた方について、当てはまる項目をご確認ください。
- 手続きの種類、内容によっては、記載されたもの以外の書類等が必要となる場合があります。
- 添付書類の不足等により、手続きが当日中に完了しない場合もありますので、ご不明な点は事前に受付窓口にお問い合わせください。

項 目				
<input checked="" type="checkbox"/> 欄	対象者	主な手続き	必要なもの（代表的なもの）	受付窓口
住民登録関係				
<input type="checkbox"/>	水俣市で印鑑登録をされている方	印鑑登録証の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市役所2階 市民課 ③番窓口 戸籍住民係 61-1611
<input type="checkbox"/>	個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方（写真付）	個人番号（マイナンバー）カード（写真付）	<input type="checkbox"/> 返納不要 金融機関、保険等の各種手続きに必要な場合があるため、保管ください。 ※ 返納不要ですが、返納を希望する場合は受け付けます。 【返納を希望する場合】 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の個人番号（マイナンバー）カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑	
<input type="checkbox"/>	個人番号通知カードをお持ちの方	個人番号通知カード	<input type="checkbox"/> 返納不要 金融機関、保険等の各種手続きに必要な場合があるため、保管ください。	
パスポート				
<input type="checkbox"/>	パスポートをお持ちの方	パスポート返納（有効旅券）	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の有効中パスポート <input type="checkbox"/> 死亡が確認できる書類（除籍謄（抄）本、住民票除票）など <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	市役所2階 市民課 ③番窓口 戸籍住民係 61-1611
国民健康保険				
<input type="checkbox"/>	国民健康保険加入者	資格喪失届	【亡くなられた方の】 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（世帯主が亡くなられた場合は世帯全員分） <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（該当者のみ） 【届出人の】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市役所2階 市民課 ③番窓口 年金医療保険係 61-1633
<input type="checkbox"/>	喪主	葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/> 喪主の通帳 <input type="checkbox"/> 喪主であることを確認できる書類（会葬礼状、葬祭の領収書等）	

項目				
<input checked="" type="checkbox"/> 欄	対象者	主な手続き	必要なもの（代表的なもの）	受付窓口
後期高齢者医療				
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度加入者	後期高齢者医療被保険者証の返還	<p>【亡くなられた方の】</p> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（該当者のみ）	市役所2階 市民課 ③番窓口 年金医療保険係 61-1633
<input type="checkbox"/>	喪主	葬祭費の支給申請	<p>【届出人の】</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/>	相続人代表者	未支給の高額療養費等支給申請（申立書の提出）	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳 <input type="checkbox"/> 委任状（相続人代表者から委任を受けた者の口座に振り込むときは、受任者の通帳、印鑑持参）	
国民年金				
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 年金加入者 年金受給者 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡一時金等の手続 未支給年金請求等の手続 	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認ができるもの（運転免許証等）	市役所2階 市民課 ③番窓口 年金医療保険係 61-1622
			<p>※ 請求内容により必要な書類が異なりますので、まずは、右記窓口にご相談ください。</p> <p>【例】（請求者の）</p> <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）のわかるもの（マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード） <input type="checkbox"/> 死亡者と請求者との関係がわかる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票謄本（個人番号がわからない場合） <input type="checkbox"/> 通帳	
介護保険				
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届 介護保険被保険者証等の返還 	<p>【亡くなられた方の】</p> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 相続代表者の印鑑（認印）	<p>【担当課】</p> もやい館1階 いきいき健康課 高齢介護支援室 63-3051 ※受付は市民課で行います。
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者	水俣市独居等高齢者緊急対応支援事業利用変更届	<input type="checkbox"/> 緊急通報装置の返還（該当者のみ）	もやい館1階 いきいき健康課 高齢介護支援室 63-3051
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者	水俣市家族介護用品支給事業変更・喪失届	<input type="checkbox"/> 家族介護用品支給券（該当者のみ）	

項目				
<input checked="" type="checkbox"/> 欄	対象者	主な手続き	必要なもの（代表的なもの）	受付窓口
障がい者福祉				
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神保健手帳をお持ちの方 特別障害者手当、 障害児福祉手当、経過 的福祉手当、特別 児童扶養手当の受給 者 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳の返 還 資格喪失届又は死 亡届 	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳（身体・療育・精神） <input type="checkbox"/> 手当等の手続きをされる方の身分証明書 （免許証等） ※ NHK、高速道路等免除停止届出書（該 当者のみ） ※ 手当等、未支払請求書及び口座振替申出 書（該当者のみ）	市役所2階 福祉課①番窓口 福祉支援係 61-1650
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス （地域生活支援事 業、障害児通所支援 等）をお持ちの方 自立支援医療費受 給者証（精神通院、 更生医療、育成医 療）をお持ちの方 重心医療受給者証 をお持ちの方 	受給者証返還	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給 者証、自立支援医療受給者証（精神通院、 更生医療、育成医療）、重心医療受給者証 <input type="checkbox"/> 相続される方の身分証明書（免許証等） <input type="checkbox"/> 相続される方の振込先口座がわかるもの	
<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済 制度に加入している 方	心身障がい者又はそ の保護者が亡くなら れたとき <ul style="list-style-type: none"> 支給金請求 弔意金請求 変更届 	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方がわかる住民票の写し <input type="checkbox"/> 障がい者あるいは保護者の振込先口座が わかるもの <input type="checkbox"/> 手続きされる方の身分証明書（免許証 等） <input type="checkbox"/> 医師が発行する死亡診断書 （原本又は原本証明されたもの） <input type="checkbox"/> 加入日から2年以内に亡くなられた場合 は、死亡診断書に代わって死亡証明書	
<input type="checkbox"/>	障がい者タクシー券 をお持ちの方	障がい者タクシー乗 車券の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障がい者タクシー乗車 券（残部全て）	
<input type="checkbox"/>	熊本県障がい者等駐 車場利用者証（ハ ートフルパス）をお持 ちの方	熊本県障がい者等駐 車場利用者証（ハ ートフルパス）の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の熊本県障がい者等駐 車場利用者証（ハートフルパス）	
<input type="checkbox"/>	福祉電話の貸与があ る方	身体障害者福祉電話 の廃止返還（変更） 変更	<input type="checkbox"/> 水俣市福祉電話変更届	

項目				
<input checked="" type="checkbox"/> 欄	対象者	主な手続き	必要なもの（代表的なもの）	受付窓口
子ども子育て支援				
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当受給者（支給停止者を含む）又は対象児童	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失又は額改定（減額） 死亡届（未支払手当請求） 新規認定請求 	<p>【対象児童が亡くなられた場合】</p> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（手当が支給停止の方には交付していません）	市役所2階 子ども子育て課 ①番窓口 子育て支援係 61-1660
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成受給者（助成停止者を含む）又は対象児童	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失又は変更届 受給資格証交付申請 	<p>【対象児童が亡くなられた場合】</p> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成受給資格証（助成が停止の方には交付していません）	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当・特例給付受給者又は支給対象児童 受給者が亡くなられた場合は対象児童及び亡くなられた方の次に受給対象者となる方 	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当・特例給付額改定手続き 未支払児童手当・特例給付請求手続き 児童手当・特例給付認定請求手続き 	<p>【対象児童が亡くなられた場合】</p> <input type="checkbox"/> 児童手当・特例給付額改定届	
<input type="checkbox"/>	利用児童の保護者又は利用児童	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ各種届 保育所等各種届 	<p>【受給者が亡くなられた場合】</p> <input type="checkbox"/> 未支払児童手当・特例給付請求書 <input type="checkbox"/> 支給対象児童の通帳	
<input type="checkbox"/>			<p>【亡くなられた方の次に児童手当受給者となる場合】</p> <input type="checkbox"/> 児童手当・特例給付認定請求書 <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）がわかるもの	
納税				
<input type="checkbox"/>	市税（料）の口座振替登録者	水俣市公金口座振替廃止届	<input type="checkbox"/> 届出人の身分証明（運転免許証、健康保険証など）	市役所2階 税務課 ④番窓口 収納対策室 61-1630
各種市税（料）等に関する手続き（各種税・料関係共通、介護保険に関する届出を含む）				
<input type="checkbox"/>	相続人代表者	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者選任届（介護保険料・給付、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税・給付、市県民税、軽自動車税） 還付金（払戻金）等振込口座の届出 	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の身分証明 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳 <input type="checkbox"/> 委任状（相続人代表者から委任を受けた者の口座に振り込むときは、受任者の通帳持参）	市役所2階 税務課 ④番窓口 市民税係 61-1610

項目				
<input checked="" type="checkbox"/> 欄	対象者	主な手続き	必要なもの（代表的なもの）	受付窓口
軽自動車に関する手続き（標識番号：水俣市）水俣市ナンバープレート				
<input type="checkbox"/>	相続人代表者	・廃車	<input type="checkbox"/> 車体番号等のわかるもの <input type="checkbox"/> ナンバープレート	市役所2階 税務課 ④番窓口 市民税係 61-1610
	相続人代表者又は 新規登録者	・名義変更	<input type="checkbox"/> 車体番号等のわかるもの	
固定資産（土地・家屋）の納税に関する手続き				
<input type="checkbox"/>	相続人代表者	相続人代表者指定届	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑 ※ 登記の正式な名義変更は、法務局で相続 登記を行ってください。	市役所2階 税務課 ④番窓口 固定資産税係 61-1620
<input type="checkbox"/>	新共有代表者	固定資産共有代表者 変更申出書	<input type="checkbox"/> 新たに代表者となる人の印鑑	
<input type="checkbox"/>	法務局で登記してい ない家屋の新所有者	未登録家屋所有者名 義変更届	<input type="checkbox"/> 新たに所有者となる人の印鑑 <input type="checkbox"/> 新旧所有者の相続関係が確認できる書類 (戸籍謄本等)	
土地・登記家屋の相続に関する手続き				
<input type="checkbox"/>	【ご相談・お問い合わせ先】 熊本地方法務局八代支局（八代市西松江城町11-11 電話0965-32-2654） 熊本県司法書士会相続センター（電話096-372-2525） 熊本県土地家屋調査士会（電話096-372-5031）			
水俣病関係				
<input type="checkbox"/>	熊本県が発行する水俣病関係の手帳を所持していた方	手帳の返還	【亡くなられた方の】 <input type="checkbox"/> 水俣病関係の手帳	市役所2階 環境課 ②番窓口 環境もやい推進係 61-1647 または もやい館1階 いざいぎ健康課 健康推進室 63-3202
<input type="checkbox"/>	チッソ(株)が発行する水俣病患者手帳（証明書）を所持していた方	手帳（証明書）の返還	<お問い合わせ先> チッソ株式会社 水俣本部患者センター 0966-63-5514	
浄化槽				
<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用している方	使用者変更届 又は 浄化槽休止届	<お問い合わせ先> 市役所2階 環境課 ②番窓口 環境衛生室 61-1613	
墓地				
<input type="checkbox"/>	市営墓地を使用している方	墓地使用权継承申請 又は 墓地返還届	<input type="checkbox"/> 墓地使用許可証 <input type="checkbox"/> 前使用者との関係性が分かる戸籍謄 (抄)本 <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑	市役所2階 環境課 ②番窓口 環境衛生室 61-1613

項目				
<input checked="" type="checkbox"/> 欄	対象者	主な手続き	必要なもの（代表的なもの）	受付窓口
犬				
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届	右記窓口にお尋ねください。	市役所2階 環境課 ②番窓口 環境衛生室 61-1613
防災行政無線				
<input type="checkbox"/>	防災行政無線戸別受信機を設置している方	防災行政無線戸別受信機返還 ※亡くなられた方の家に設置してあり、その後使用しない場合	<input type="checkbox"/> 防災行政無線戸別受信機	市役所3階 危機管理防災課 防災対策係 61-1604
上下水道				
<input type="checkbox"/>	給水装置使用者	給水装置使用者等変更届	<input type="checkbox"/> 電話連絡可 【口座振替を希望される場合】 <input type="checkbox"/> 新使用者の通帳・届出印又はキャッシュカード ※水俣市内に支店のある金融機関のみ ※キャッシュカードは上下水道局窓口のみ受付可。届出人の身分証明（運転免許証、健康保険証など） <input type="checkbox"/> 口座振替申込については、上下水道局窓口又は金融機関窓口	市役所3階 上下水道局 給水サービス係 63-2604
市営住宅				
<input type="checkbox"/>	市営住宅世帯主	入居の承継承認申請書	【亡くなられた方の】 <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は戸籍謄本又は除籍謄本 <input type="checkbox"/> 申請者（相続人）の印鑑 <input type="checkbox"/> 申請者（相続人）の口座（通帳又はカード）	市役所3階 都市計画課 市営住宅係 61-1621
<input type="checkbox"/>	市営住宅世帯主以外の入居者	同居親族の異動届	【亡くなられた方の】 <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は戸籍謄本又は除籍謄本 <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑	
市道・里道・水路				
<input type="checkbox"/>	道路・水路を占有している方	占有者地位の承諾	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本	市役所3階 土木課 道路公園管理室 61-1623

項目				
<input checked="" type="checkbox"/> 欄	対象者	主な手続き	必要なもの（代表的なもの）	受付窓口
農地				
<input type="checkbox"/>	農地をお持ちの方 （相続された方）	農地法第3条の3第1項の規定による届出	農地を相続し、相続登記が完了したときは農業委員会への届け出が必要です。 <input type="checkbox"/> 相続された方の印鑑	市役所3階 農業委員会事務局 61-1617
農業者年金				
<input type="checkbox"/>	農業者年金受給者	死亡の届出	右記窓口にお問い合わせください。	市役所3階 農業委員会事務局 61-1617
森林				
<input type="checkbox"/>	森林を相続した方 ※ 地域森林計画の対象となっている森林のみ	森林の土地の所有者届	<input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す地図 <input type="checkbox"/> 森林の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	市役所3階 農林水産課 林務水産土木室 61-1632

＜その他の機関での主な手続きについて＞

【各種証明書の取得について】

戸籍・住民票・税などの証明書が必要になる場合があります。手続きによって必要な書類が異なりますので、必ず各機関にお問い合わせください。

原本は返却される場合もありますので、その点も確認されておくと、証明書の取得枚数を減らすことができます。また、法務局が行っている「法定相続情報証明制度」もありますのでご利用ください。

※法定相続情報証明制度

各種相続手続きで利用できる制度です。一般的に各種相続手続きでは、出生から死亡まで複数の戸籍謄本等を取得することが必要ですが、この制度では、それらの戸籍謄本等を集約した一覧を作成することができます。詳しくは法務局へお問い合わせください。（問い合わせ先：熊本地方法務局 096-364-2145）

☑ 欄	対象区分	主な手続き	問い合わせ先
☐	生命保険等	・死亡保険金の請求 ・入院給付金の請求 等	加入していた生命保険会社 又は代理店
☐	損害保険等	名義変更・解約 等	加入していた損害保険会社 又は代理店
☐	預貯金口座等	口座の解凍手続き	各金融機関等
☐	株式等	名義変更	証券会社等
☐	国債（戦没者弔慰金）	・記名変更 ・償還金受領	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
☐	普通自動車	自動車税に関すること	自動車税事務所 代表 096-368-4020
		名義変更に関すること	九州運輸局熊本運輸支局 096-369-3188 又は 050-5540-2086 <自動音声ガイダンス>
☐	軽自動車	・名義変更 ・廃車	全国軽自動車協会連合会熊本支所 096-369-7920
☐	軽二輪・小型二輪自動車（125cc超）	・名義変更 ・廃車	九州運輸局熊本運輸支局 096-369-3188 又は 050-5540-2086 <自動音声ガイダンス>
<p>【上記自動車の検査・登録に関する申請書類代書（代行）についての問い合わせ先】 熊本県自家用自動車協会水俣支部 0966-62-3612 ※ 代行手数料については直接お問い合わせください。</p>			

<input checked="" type="checkbox"/> 欄	対象区分	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	国税関係	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税 ・所得税 ・消費税 	八代税務署 0965-32-3141
<input type="checkbox"/>	不動産	土地・家屋等の相続登記	熊本地方法務局八代支局 0965-32-2654
		空き家の管理	水俣津奈木シルバー人材センター 62-1122
<input type="checkbox"/>	遺言書	検認・開封 ※ 申立先：遺言者の最後の住所地の家庭裁判所	熊本家庭裁判所水俣出張所 62-2307
<input type="checkbox"/>	相続放棄	相続放棄の申述 ※ 相続の開始を知ったときから3か月以内に、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に行う必要があります。	熊本家庭裁判所水俣出張所 62-2307
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT西日本)	契約承継・解約	局番なし116 携帯電話からは 0800-2000116
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更・解約	放送受信契約について 0120-151515 受信料について 0570-077-077
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続き	水俣警察署 62-0110
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

委任状に関するご案内

死亡に伴う各種手続き等を代理の方が行う場合には、手続きにより委任状が必要となります。次頁の委任状を作成のうえご利用ください（委任状は任意の様式でも有効です）。

【委任状が必要な場合】

(例) 戸籍に関する証明書を直系親族以外の方が請求をするとき。

(例) 住民票に関する証明書を別世帯の方が請求するとき。

※ 死亡の記載のある戸籍が取得できるようになるには、死亡届が受理されてから一週間程度かかります。

【掲載している委任状の様式】

- 市役所における死亡に関する手続き用（水俣市長宛て）
- 年金事務所における手続き用（日本年金機構宛て）

年金事務所用の委任状は別途必要です。日本年金機構のホームページで印刷するか、市民課年金医療保険係で配布したものをお使いください。

【その他】

- 委任状のほか、代理人の本人確認書類（1ページ参照）が必要です。
- 偽り・不正に委任状を作成・行使した場合、刑罰の対象となります。

委任状

年 月 日

(宛て先) 水俣市長

委任者 (頼む方)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日 電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

受任者 (頼まれて窓口に来る方)

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 電話番号 _____

委任事項 (委任する項目に☑印を付けてください。)

_____ の死亡に伴う次の事項に関する手続き等

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の保険税 (料) の還付及び給付に係る手続き (委任者は相続人となります)
- 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍 (除籍)、改正原戸籍の謄 (抄) 本及び住民票 (除票) の交付申請及び受領に関する権限
- 国民年金に関する手続き
- その他 (_____)

委任状

日本年金機構 あて

※委任日は委任状を書いた日です。

※網掛け部分は記入が必要です。

委任日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

【受任者(来所される方)】

フリガナ		委任者(ご本人) との関係	
氏名			
住所	〒	電話 ()	

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号		基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。		
フリガナ		生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日
氏名	(旧姓)		性別	
住所	〒	電話 ()		
	上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。			
委任する 内容 (必ずご記入 ください)	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的にご記入ください。			
	<ol style="list-style-type: none"> 年金の加入期間について 年金の見込額について 年金の請求について 各種再交付手続きについて (裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください) 死亡に関する手続きについて (注) 国民年金の加入手続きについて 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について その他 (委任する内容を具体的にご記入ください) 			
	()			
	○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。			
	A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する			
	(注) 「5.」の場合、以下に亡くなられた方についてご記入ください。			
	基礎年金番号	委任者(ご本人)との続柄		
	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

《作成上の注意事項》

【受任者（来所される方）】欄

- 「受任者（来所される方）」欄は、委任者（ご本人）が誰に何を委任するかを決め、その方の氏名、住所、電話番号、委任者（ご本人）との関係、委任内容および委任日（委任状の作成日）をご記入ください。

【委任者（ご本人）】欄

- 「委任者（ご本人）」欄については、委任者（ご本人）の年金証書または年金手帳の基礎年金番号、氏名（旧姓がある場合を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号をご記入ください。
- なお、委任する内容について、1.～8.の項目から選んで○印をつけてください。（8.を選んだ場合には、委任する内容を具体的にご記入ください。）
- また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法をA、Bの項目から選んで○印をつけてください。

※ 亡くなられた方の個人情報の回答は、相談者が遺族年金等の受給権者または相続人に限られますのでご注意ください。

【基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合】

次の①～③のご相談を承っております。ご確認ください、ご不明点は年金事務所等にお問い合わせください。

① 「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書のご持参によるご相談

- ご本人宛にお送りしている「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書をお持ちください。
- 基礎年金番号欄は空欄のまま結構です。

② マイナンバーでのご相談

- マイナンバーを確認できる書類またはその写しを代理人へお渡しください。
- 基礎年金番号欄は空欄のまま結構です。（マイナンバーのご記入は不要です。）
- マイナンバーの情報からご本人の基礎年金番号に結びつかない場合（住民票上の住所と居所が異なるなど）、直接、委任者（ご本人）への確認をさせていただくことがあります。

③ 「ねんきん定期便」や各種通知書がお手元がない場合およびマイナンバーでのご相談をされないとき

- 受任者（来所される方）は、委任者（ご本人）の運転免許証やパスポート等の本人確認ができるものの写しを添付してください。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）
- 受任者（来所される方）へ、委任者（ご本人）の住所変更履歴等をお聞きすることがあります。

《来所時等の注意事項》

- 個人情報を入手する目的で受任者を装って相談を行う者（なりすまし）の防止のため、受任者の本人確認を行います。
- 受任者（来所される方）が来所等される場合は、運転免許証やパスポートなど受任者（来所される方）ご自身の本人確認ができるもの（文書による相談の場合は写し）が必要となりますのでご用意ください。（詳しくはお問い合わせください。）
- 年金手帳等の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。委任者（ご本人）の登録の住所あてに送付となりますのでご了承ください。
- 年金事務所、街角の年金相談センターでは、予約制にて年金相談・手続きを承っております。あらかじめ予約のうえ、ご来所いただくようお願いします。

記入例 委任状

◎ 来所される方はご相談の際、運転免許証など
来所される方ご自身の本人確認ができるものをご用意ください

来所される方について記入してください

- ◆ 電話番号は平日の日中に連絡を取りやすい番号を記入してください（携帯電話など）。
- ◆ ご本人との関係はご本人から見た関係を記入してください。
- ◆ 法人を受任者とすることはできません。

ご本人について記入してください

- ◆ 基礎年金番号は年金証書、基礎年金番号通知書、年金手帳などに記載されています。
 - ◆ **基礎年金番号が不明である場合はマイナンバーでご相談の場合は、委任状の裏面の注意事項をご確認ください。**
 - ◆ 電話番号は平日の日中に連絡を取りやすい番号を記入してください（携帯電話など）。
- ご本人に委任の意思を確認するために連絡する場合があります。**

委任する項目に○をつけてください

- ◆ ○がついていないと、相談に応じられない場合があります。
- ◆ 8を選んだ場合には、委任する内容をできる限り具体的に記入してください。

該当する項目に○をつけてください

- ◆ ○がついていないと、年金の「加入期間」や「見込み額」などの交付を受けられない場合があります。

委任状を書いた日を記入してください

◆ 委任日が記入されていないと、相談に応じられません。

委任状

日本年金機構 へて
※各項目は委任者（ご本人）がご記入ください。
※網掛け部分をご記入ください。
【受任者（来所される方）】

フリガナ 氏名	ネンキン 年金 花子	委任者（ご本人）との関係	妻
住所	〒 168-0071 杉並区高井戸西 X-X-X O O マンション XXX 号室	電話 (XX) XXXX-XXXX	

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者（ご本人）】

基礎年金番号	X X X X - X X X X - X X X X	基礎年金番号が不明である場合はマイナンバーで ご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。
フリガナ 氏名	ネンキン 年金 太郎 (旧姓)	明治 大正 昭和 平成 令和
住所	〒 168-0071 杉並区高井戸西 X-X-X O O マンション XXX 号室	生 年 月 日 XX 年 XX 月 XX 日
委任する内容 (必ずご記入ください)	1. 年金の加入期間について 2. 年金の見込額について 3. 年金の請求について 4. 各種再交付手続きについて (裏面の《業務書の注意事項》をご確認ください) 5. 死亡に関する手続きについて (注) 6. 国民年金の加入手続きについて 7. 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特別制度等について 8. その他 (委任する内容を具体的に記入ください)	性別 (男) 女 電話 (XX) XXXX-XXXX

委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的に記入ください。

- 年金の加入期間について
- 年金の見込額について
- 年金の請求について
- 各種再交付手続きについて (裏面の《業務書の注意事項》をご確認ください)
- 死亡に関する手続きについて (注)
- 国民年金の加入手続きについて
- 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特別制度等について
- その他 (委任する内容を具体的に記入ください)

○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。

- (A) 委任者ご交付を希望する 日 本人あて郵送を希望する

(注) 「 5. 」の場合、以下に記入された方についてご記入ください。

基礎年金番号	委任者（ご本人）との関係
氏 名	生年月日 年 月 日

※裏面の注意事項をお読みください。記入漏れのないようお願いします。
なお、委任状の記入内容ご不備があったり、本人確認ができていない場合は、ご相談に応じられないことがあります。

あなたと家族をつなぐ相続登記をしましょう！

相続登記の申請が義務化されます！

令和6年4月1日
からスタート



- ・相続や遺贈により不動産（土地や建物）を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。

詳しくはこちら

- ポイント1 正当な理由なく相続登記の申請を怠ると過料の対象
- ポイント2 令和6年4月以前の相続も義務化の対象
- ポイント3 相続人申告登記の新設



相続登記に関する手続及び相談窓口の御案内



- ・法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記～相続登記・遺産分割を進めましょう～」
- ・法務局ホームページ「不動産登記申請手続」
- ・熊本地方法務局ホームページ「登記手続のご案内」（予約制）
- ・熊本県司法書士会相続センター 共通予約電話番号 [096-372-2525](tel:096-372-2525) (初回相談無料)
相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ登記の申請をすることができます。

「法定相続情報証明制度」について



相続発生後、法務局や金融機関など多くの窓口で手続を行う際に、亡くなられた方等の戸除籍謄本等の提出を求められることがあります。

「法定相続情報証明制度」は、法務局に戸除籍謄本等と相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を作成して提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するという制度です。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄抄本等の証明書の束を何セットも取得する必要がなくなります。

詳しくは「熊本地方法務局ホームページ」をご覧ください。（手続案内は予約制です。）

ご不明な点は、最寄りの法務局へお問い合わせください。

*相続手続で必要となる書類は各機関で異なりますので、提出先の各機関にご照会ください。

「自筆証書遺言書保管制度」について



【自筆証書遺言書を自宅で保管する場合】

- ・遺言書の紛失・改ざん・破棄・隠匿のおそれがあります
- ・民法に定める方式不備で無効になるおそれがあります
- ・家庭裁判所での検認が必要です



【法務局で保管する利点・効果】

- ・遺言書の紛失等を防ぎます
- ・遺言書に方式不備がないか確認します（本制度は遺言書の有効性を保証するものではありません）
- ・家庭裁判所での検認が不要です

詳しくは「熊本地方法務局ホームページ」をご覧ください。（手続は予約制です。）

ご不明な点は、最寄りの法務局へお問い合わせください。

詳しくはこちら▶



熊本地方法務局

(令和5年3月)

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心な暮らし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



相続登記が

さまざまなトラブルを

防止します!

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続登記に関する手続きの案内は

熊本県司法書士会
相続センター
096-372-2525

熊本地方法務局八代支局
0965-32-2654

熊本県土地家屋調査士会
096-372-5031

